

## 低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p data-bbox="277 288 954 347">低 圧 電 気 需 給 約 款</p> <p data-bbox="383 655 848 707"><del>2023年 7月 1日</del>実施</p> <p data-bbox="405 1289 826 1331">越後天然ガス株式会社</p>	<p data-bbox="1285 288 1962 347">低 圧 電 気 需 給 約 款</p> <p data-bbox="1375 655 1868 707">2024年 10月 1日実施</p> <p data-bbox="1413 1289 1834 1331">越後天然ガス株式会社</p>

## 低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<h3 style="margin: 0;">低圧電気標準約款</h3> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">目次</p> <p>I 総則.....1</p> <p>1. 適用.....1</p> <p>2. 需給約款の変更.....1</p> <p>3. 定義.....1</p> <p>4. 単位および端数処理.....3</p> <p>5. 実施細目.....3</p> <p>II 電気料金プラン.....4</p> <p>6. 電気料金プラン.....4</p> <p>7. 付帯メニュー.....4</p> <p>8. オプションサービス.....4</p> <p>III 契約の申し込み.....5</p> <p style="margin-left: 40px;">(以下省略)</p>	<h3 style="margin: 0;">低圧電気需給約款</h3> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">目次</p> <p>I 総則.....1</p> <p>1. 適用.....1</p> <p>2. 需給約款の変更.....1</p> <p>3. 定義.....1</p> <p>4. 単位および端数処理.....3</p> <p>5. 実施細目.....3</p> <p>II 電気料金プラン.....4</p> <p>6. 電気料金プラン.....4</p> <p>7. 付帯メニュー.....4</p> <p>8. オプションサービス.....4</p> <p>III 契約の申し込み.....5</p> <p style="margin-left: 40px;">(以下省略)</p>

## 低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p data-bbox="163 277 470 309">4. 単位および端数処理</p> <p data-bbox="183 375 1095 504">この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p data-bbox="183 569 1095 699">(1) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかといたします。</p> <p data-bbox="183 764 1095 1085">(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約容量が0.5キロボルトアンペア未満となる場合は、契約容量を1キロボルトアンペアといたします。</p> <p data-bbox="183 1150 1106 1375">(3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。</p>	<p data-bbox="1171 277 1478 309">4. 単位および端数処理</p> <p data-bbox="1191 375 2103 504">この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p data-bbox="1191 569 2103 699">(2) 契約電流は、<b>30アンペア</b>、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかといたします。</p> <p data-bbox="1191 764 2103 1085">(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約容量が0.5キロボルトアンペア未満となる場合は、契約容量を1キロボルトアンペアといたします。</p> <p data-bbox="1191 1150 2114 1375">(3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。</p>

## 低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p>(4)使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5)料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>(4)使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5)料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>

## 低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p>VI 契約の変更および終了</p> <p>32. 他の電気料金プランへの変更</p> <p>(1)お客さまが適用している電気料金プランから他の電気料金プランの変更を申し込み、当社が、それを承諾した場合には、お客さまは、電気料金プランを変更することができます。</p> <p>(2)(1)の場合、当社は、電気料金プランの変更の内容をお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外の事項のお知らせについては省略いたします。</p>	<p>VI 契約の変更および終了</p> <p>32. 他の電気料金プランへの変更</p> <p>(1)お客さまが適用している電気料金プランから他の電気料金プランの変更を申し込み、当社が、それを承諾した場合には、お客さまは、電気料金プランを変更することができます。</p> <p>(2)(1)の場合、当社は、電気料金プランの変更の内容をお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外の事項のお知らせについては省略いたします。</p> <p>(3)お客さまは、やむを得ない場合を除き、電気料金プランを変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、電気料金プランを変更することはできません。</p>

## 低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p data-bbox="125 277 203 312">附 則</p> <p data-bbox="163 475 517 504">1 この需給約款の実施期日</p> <p data-bbox="188 571 875 600">この需給約款は、<b>2023年7月1日</b>から実施いたします。</p>	<p data-bbox="1131 277 1209 312">附 則</p> <p data-bbox="1169 475 1523 504">1 この需給約款の実施期日</p> <p data-bbox="1193 571 1881 600">この需給約款は、<b>2024年10月1日</b>から実施いたします。</p>

## 低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p>別表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p>	<p>別表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p>

## 低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の</p>	<p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の</p>

## 低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p>直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第4項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたし</p>	<p>直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、</p>

## 低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p data-bbox="302 279 1075 406">ます。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p data-bbox="1310 279 2038 311">減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>